

新型コロナウイルス感染症に対する事業者向けの主な支援策一覧

令和4年5月11日現在

滝沢市商工会

(国の支援策)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分																				
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額			備考																			
1	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業分) 令和4年6月30日まで延長	中小企業	金融公庫 適用業種	①特別貸付の対象(金利引き下げ) ア 最近1か月間の売上が前4年いずれかの同月比で5%以上 イ 最近1か月間含む過去6月の平均売上が前4年いずれかの同期比で5%以上 ②特別利子補給の対象 ア 小規模法人 前4年いずれかの売上同月比15%以上 イ 中小企業 前4年いずれかの売上同月比20%以上 ウ 個人事業主 売上減少要件なし (利子補給上限は新規融資と公庫の既存債務借換との合計金額)	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業:1.23%→0.33%(4年目以降は基準金利) ②実質的な無金利化 (国の特別利子補給制度 最長3年間分利子相当額) (注) 利子補給申請受付期限は令和4年11月30日まで	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保 【借入上限】 8,000万円 【利下げ限度額】 6,000万円 * 公庫の既往債務の借換含む 【貸付期間】 設備20年以内(措置期間5年以内) 運転20年以内(措置期間5年以内)	日本政策金融公庫 国民生活事業 盛岡支店 Tel.623-4376 又は滝沢市商工会 Tel.684-6123	融資関係																			
2	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス対策マル経融資 令和4年6月30日まで延長	小規模 事業者	金融公庫 適用業種	①特別貸付の対象(金利引き下げ) ア 最近1か月間の売上が前4年いずれかの同月比で5%以上 イ 最近1か月間含む過去6月の平均売上が前4年いずれかの同期比で5%以上 ②特別利子補給の対象 ア 小規模法人 前4年いずれかの売上同月比15%以上 イ 個人事業主 売上減少要件なし (利子補給上限は新規融資と公庫の既存債務借換との合計金額) ③借入推薦依頼書兼借入申込書への押印が不要に	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業:1.21%→0.31%(4年目以降は基準金利) ②実質的な無金利化 (国の特別利子補給制度 最長3年間分利子相当額) (注) 利子補給申請受付期限は令和4年11月30日まで	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保・無保証人 【借入上限】 通常のマル経融資 と別枠で1,000万円 【貸付期間】 設備10年以内(措置期間4年以内) 運転10年以内(措置期間3年以内)	滝沢市商工会 Tel.684-6123	融資関係																			
3	事業復活支援金 令和4年5月31日申請期限	中小企業	全般	●給付対象 ①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得る ①新型コロナウイルスの拡大や長期化に伴う「需要の減少」又は「供給の制約」により大きな影響を受けた事業者 ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者 * 対象者 : 新型コロナウイルスの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主) * 開始時期: 補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定 * 給付額: 5ヶ月分(11月～3月)の売上高減少額を基準に算定 * 上限額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">売上高減少率</th> <th colspan="4">法人</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>年間売上高1億円以下</th> <th>年間売上高1億円超～5億円</th> <th>年間売上高5億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲50%以上</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>▲30%～50%</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>90万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> 【月次支援金チラシ】 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/hosei/jigyoy_fukkuatsu.pdf	売上高減少率	法人				個人	年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円	年間売上高5億円超	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円	▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円	○給付額算出 ①基準期間と対象月の売上高から給付額算定 基準期間の売上高÷対象月の売上高×5 ②新規開業特例 ・2019年又は2020年に開業 開業年の月平均の売上高×2+開業年翌年の1～3月の月間売上高の合計÷対象月の月間売上高×5 ・2021年1月～10月に開業 開業日の属する月から2021年10月までの月平均の売上高×5÷対象月の月間売上高×5 ○給付額 左記の表をご確認ください	【申請期間】 2022年1月31日～2022年5月31日 【申請手続き】 ①一時支援金または月次支援金を受給された方 マイページから申請できます * 事前確認の必要はありません ②一時支援金及び月次支援金を受給していない方 ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを取得 その後、登録確認機関(商工会等)にて事前確認を受けてから、申請となります (注)商工会では、事前確認を会員の方のみとさせていただきますので、未加入の方はこの機会にご加入下さい。当日加入も可能です。	中小企業庁 事業復活支援金 コールセンター Tel.0120-789-140 受付時間 8:30～19:00 ●特設ページ 	支援金
売上高減少率	法人																										
	個人	年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円	年間売上高5億円超																							
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円																							
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円																							
4	雇用調整助成金の特例措置 令和4年6月30日まで延長		全般	●労働者に対して一時的に休業等を行い雇用維持を図り、以下の条件を満たす事業主 ①経営環境が悪化し事業活動が縮小している ②最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少 ③労使間の協定に基づき休業などを実施と休業手当の支払っている 判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合の支給申請様式が変更されており、厚生労働省HPに掲載している最新の様式をご提出ください。 ●業況特例 (特に業況が厳しい全国の事業主) ●売上高等の生産指標が、前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少等、一定の要件を満たす場合 →解雇等を行わない場合は助成を10/10へさらに引上げ	●休業手当の助成率 ①中小企業 通常 4/5 (中小) →解雇等を行わない場合 令和3年5月～令和4年6月30日は9/10へ変更 ②大企業 通常 2/3 →解雇等を行わない場合 3/4 ●助成金上限 原則 9,000円、特例 15,000円 (令和3年5月～令和4年6月30日は9,000円。但し、左記●に該当の場合は15,000円) ●教育訓練を実施した場合は加算 (中小企業2,400円、大企業1,800円) ●支給対象の出向要件を1か月以上に緩和	【特例措置の適用期間】 緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで適用期間が延長 * 令和3年5月1日～令和4年6月30日まで 【支給申請期限】 判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内 ○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については「緊急雇用安定助成金」として支給できます ●厚労省特設ページ 	岩手労働基準局 職業対策課分室 助成金相談コーナー Tel.606-3285 厚生労働省 コールセンター 0120-603-999	給付金 助成金																			

新型コロナウイルス感染症に対する事業者向けの主な支援策一覧

令和4年5月11日現在

滝沢市商工会

5	小学校休業等対応助成金 令和4年6月30日まで延長	中小企業	全般	<p>●給付対象 令和3年8月1日から令和4年6月30日までの間で、①と②に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含む）に通う子ども</p> <p>②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども</p>	<p>○支給額</p> <p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>令和4年1月1日～6月30日</p> <p>①令和4年1月～2月 日額上限額：11,000円</p> <p>②令和4年3月～6月 日額上限額：9,000円</p>	<p>【申請期間】 令和4年5月31日 （休暇取得期間R4.1.1～3.31） 令和4年8月31日 （休暇取得期間R4.4.1～6.30）</p> <p>【申請書】 厚生労働省HPから印刷</p> <p>【申請書の提出先】 岩手県労働局 雇用環境・均等部（室） まで郵送 必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパック）</p>	<p>支援金</p> <p>コールセンター TEL0120-603-999</p> <p>受付時間 9：00～21：00 （土日・祝日含む）</p> <p>●特設ページ</p>	助成金
---	------------------------------	------	----	--	--	--	---	-----

●経済産業省の新型コロナウイルス感染関連施策特設ページ 専用QRコード



新型コロナウイルス感染症に対する事業者向けの主な支援策一覧

令和4年5月11日現在

滝沢市商工会

(県の支援策)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分	
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額			備考
1	新型コロナウイルス感染症 対策資金「対策資金」	全般	全般	新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して設備・運転資金を融資し、経営の安定や生産性の向上を支援する ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 ①最近1か月間の売上高等が15%以上減少 ②下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号	①融資限度額8,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0.4%（県保証協会の信用保証を付す） ④担保 金融機関所定の条件 【取扱期間】 令和5年3月31日まで	【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間2年以内） 【融資限度額】 8,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0.4% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要	岩手県 商工労働部 経営支援課 金融担当 Tel.629-5541	融資関係
2	新型コロナウイルス感染症 対策資金「伴走型資金」	全般	全般	新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して設備・運転資金を融資し、経営の安定や生産性の向上を支援する ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 ①最近1か月間の売上高等が15%以上減少 ②下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方、又は、一般保証を利用する方 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号	①融資限度額6,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0~0.95%（県保証協会の信用保証を付す） ④担保 金融機関所定の条件 ⑤その他 経営行動に係る計画書を作成すること 【取扱期間】 令和5年3月31日まで	【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間5年以内） 【融資限度額】 6,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0~0.95% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要 【その他】 経営行動に係る計画書作成すること	岩手県 商工労働部 経営支援課 金融担当 Tel.629-5541	融資関係

●岩手県の新型コロナウイルス感染症関連情報 専用QRコード



(市の支援策①)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先	区分
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額		

●滝沢市の新型コロナウイルス感染症に関する情報 滝沢市役所ホームページ

http://www.city.takizawa.iwate.jp/life/taki_kenko/_11359/_12421.html